

## 随意契約理由書

件名	令和3年度 西神・山手線 電車総合検査装置点検整備	
契約の相手方	株式会社 日立製作所 神戸支店	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当	
随意契約の理由	<p>本作業は、高速鉄道車両を総合的に検査する「電車総合検査装置」を点検整備する作業であり、その良否は車両の運用に著しい影響を及ぼすため、本検査装置の機能、構造、取り扱い等を熟知している必要がある。</p> <p>また、本検査装置の主要部分に組み込まれている車両検査判定装置には、製作者独自の技術的内容が含まれており、点検整備を行うにあたっては製作者独自の点検・評価基準が必要である。</p> <p>上記条件を満たすことができるのは、本検査装置の製作を行った上記業者のみである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	高速鉄道部 地下鉄車両課 検車係	(電話番号 078-793-1306)